

姫路市放課後等デイサービス人材確保事業 Q&A

番号	区分	質問	回答
1	対象職員	一時金の対象者となる範囲はどこまでか。	一時金は、令和6年4月1日から令和8年3月1日の間に姫路市内に新たに開設された放課後等デイサービス事業所の設置者に直接雇用され、かつ常勤専従の児童発達支援管理責任者、児童指導員、保育士（以下、「児童発達支援管理責任者等」という）が対象となります。なお、昨年度から引き続き継続される場合は、指定日から最大3年間の一時金を交付します。
2	対象職員	市内の別の障害児通所支援事業所で勤務したことがある場合、対象なるか。	市内の児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所において、過去1年以内に児童発達支援管理責任者、児童指導員又は保育士として勤務していた場合は、一時金の対象外となります。
3	対象職員	年度途中及び年度末で退職した場合の支給対象となるか。	一時金は、市内の放課後等デイサービス事業所の人材確保に加えて、人材定着も目的としています。そのため、申請年度の翌年度以降も継続して勤務することを要件としていることから、年度末まで1年間勤務した場合であっても、次年度の継続意思がない（退職が確定している）場合は一時金の要件を満たしません。
4	対象職員	翌年度以降も継続して勤務する予定であったが、諸事情により年度途中で退職せざるを得なくなった。その場合、前年度に支給された一時金は返還する必要があるか。	実績報告の時点で継続勤務の意思があり、その翌年度に途中退職しても、一時金を返還する必要はありません。ただし、本事業は同一の事業所での継続して勤務いただくことを目的としているため、実績報告の時点ですでに退職が決定しているなど、継続の意思がないにも関わらず支給したことが判明した場合は、虚偽の申告に該当し、返還対象となります。
5	対象職員	現在勤務している放課後等デイサービス事業所を退職し、別の放課後等デイサービス事業所に採用された場合、対象となるか。	市内の児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所において、過去1年以内に児童発達支援管理責任者、児童指導員又は保育士として勤務していた場合は、一時金の対象外となります。
6	対象職員	姫路市外に住んでいても対象となるか。	姫路市以外の在住者であっても、交付対象者としての要件を満たしていれば支給の対象となります。
7	対象職員	産休、育休、病気休職等の休業期間中の職員は対象になりますか。	休職の場合であっても一時金の対象要件は満たしますが、交付額の算定において、休職期間（産休、育休、病休等）は給与支給の有無にかかわらず、勤務月数から除外されます。したがって、休職期間を除外した上で、当該年度において実際に勤務した月数（1か月に満たない月を除く）に乗じて交付額を決定します。なお、年度末時点で休職中の場合であっても、翌年度も同一事業所で継続して勤務（復職）する見込みがあり、実績報告書において対象職員本人が継続勤務の誓約を行える場合は交付対象となります。
8	対象職員	作業療法士等は対象職員になるか。	交付対象職員は、児童発達支援管理責任者、児童指導員又は保育士に限られます。作業療法士等のその他の職種は該当しません。
9	支給	支給額及び支給方法について	<p>●支給例</p> <p>①令和6年12月1日付で指定された事業所で同日から勤務をしている児童発達支援管理責任者の場合 令和6年度支給分：8万円（月2万円×4か月（12月～3月）） 令和7年度支給分：24万円（月2万円×12か月（4月～3月）） 令和8年度支給分：24万円（月2万円×12か月（4月～3月）） 令和9年度支給分：16万円（月2万円×8か月（4月～11月）） 合計：72万円</p> <p>②令和6年12月1日付で指定された事業所で令和7年1月10日から勤務をしている保育士の場合 令和6年度支給分：2万円（月1万円×2か月（2月～3月）） 令和7年度支給分：12万円（月1万円×12か月（4月～3月）） 令和8年度支給分：12万円（月1万円×12か月（4月～3月）） 令和9年度支給分：8万円（月1万円×8か月（4月～11月）） 合計：32万円</p> <p>（注意） ○勤務が1か月に満たない月は勤務月数に含まない。 ○育児、傷病休暇など、対象事業所に勤務していない月数は支給算定月数から除外。 ○本事業における一時金の申請は単年度ごとに行う必要があり、申請書等の提出は年度ごとに必要。 ○毎年度の予算の範囲内で実施するものであり、3年間の一時金の交付を約束するものではない。</p>
10	支給	令和6年12月1日指定の放課後等デイサービス事業所で交付対象職員として、令和7年2月1日から勤務を開始する場合、勤務開始の3年後まで交付対象となるか。	一時金は、新規放課後等デイサービス事業所の指定日から3年間が交付対象期間となるため、勤務を開始した日から3年ではなく、指定日から3年間となります。したがって、令和6年12月1日から3年後の令和9年11月30日までが交付対象期間となります。

姫路市放課後等デイサービス人材確保事業 Q&A

番号	区分	質問	回答
11	支給	新規開設後、まもなく職員が退職等し、新たに採用された職員については、交付対象職員となるか。	交付対象職員の人事異動、退職、その他の理由により勤務実態が確認できない場合は交付対象となりません。 ただし、新規指定後、6か月以内に新たに採用された職員及び退職等があり、その後に採用された職員は一時金の交付対象としています。
12	支給	主として重症心身障害児を受け入れている事業所で勤務している場合、月に1万円が加算されるが、3年間加算されるのか。	指定後、12か月間に限り、加算されます。 (例) 令和6年12月1日指定の事業所の場合、令和6年12月1日から令和7年11月30日までの12か月間のみ1万円が加算。
13	支給	一時金は、「給与」に該当するか。	実施要綱第9条において、支給を証する書類として給与規程や給与明細書の提出を求めていることから(実施要綱第9条第1項第1号、第2号)、市としては給与に該当すると想定しております。ただし、税務上の詳細な取り扱いについては、事業所管轄の税務署へ必ずご確認ください。
14	交付申請	一時金の申請から支払いまでの流れは。	各届出事項に係る書類の提出時期及び支払時期は以下のとおりです。(令和7年度実施分の場合) 交付申請 : 令和8年3月10日までに提出 実績報告及び請求 : 令和8年4月10日 支払い : 令和8年5月上旬
15	交付申請	前年度に交付申請を失念していた場合は、改めて交付申請を行うことができますか。	前年度に交付申請を失念していた場合に、翌年度に新規申請を行うことはできません。新規開設の翌年度に継続して申請できるのは、新規開設年度に交付申請した新規放課後等デイサービス事業所に限られます。